

1 令和6年6回稲城市農業委員会総会を招集する。

2 日 時 令和6年6月10日(月)
開 議 午後2時30分
閉 議 午後3時43分

3 会 場 マスヤビルディング2階 205号室

4 出席委員

1番 松本 一宏	2番 金井 司	3番 笹久保 栄人
	5番 高橋 一朗	6番 川村 あや
7番 松本 信之	8番 佐脇 博吏	9番 大久保 一弘
10番 小宮 尚幸	11番 上原 徳和	12番 石井 篤司

5 欠席委員

4番 笹久保 橋寿

6 事務局

局 長	関口 美鈴
係 長	佐藤 江美子
書 記	相田 雄太郎

7 議 題

- (1) 会議録署名委員の選出
- (2) 第13号議案 生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者証明について
- (3) 第14号議案 相続税納税猶予に関する適格者証明について
- (4) 第15号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書にかかる意見書について
- (5) 第17号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- (6) 第18号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- (7) 第19号報告 相続税納税猶予の適用に関する証明書の発行について

議 長 本日は、4番 笹久保 橋寿君が欠席です。従いまして農業委員会会議規則第6条の規定により本会議は成立いたします。なお、会期については本日1日とします。ただいまより、令和6年第6回稲城市農業委員会総会を開会します。それでは日程1、会議録署名委員の選出について議題といたします。これにつきましては議長より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 それでは、2番 金井 司君、3番 笹久保 栄人君を指名いたします。次に日程2、第13号議案 生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者証明について議題といたします。事務局説明願います。

事 務 局 (議案書をもとに説明する。)

なお、受付番号221号については令和6年5月29日に地元委員の高橋 一朗委員と現地調査を実施しております。

議 長 それでは受付番号221号について、5番 高橋 一朗君より説明願います。

高橋委員 5番委員の高橋です。受付番号221号については令和6年5月29日に事務局と現地確認を行った結果、主たる従事者証明を出して問題のない土地であることを確認しております。

議 長 事務局ならびに地元委員の説明が終了しました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。

佐脇委員 申請地では主に栗などを育てられていたのでしょうか。

高橋委員 そうです。

議 長 他に質疑がありませんので、採決いたします。第13号議案 生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者証明について、承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 したがって第13号議案については承認されました。次に日程3、第14号議案 相続税納税猶予に関する適格者証明について議題といたします。事務局説明願います。

事務局 (議案書をもとに説明する。)

なお、受付番号374号については令和6年5月30日に地元委員の大久保 一弘委員と現地調査を実施しております。また、受付番号375号については前回総会にて議決した受付番号370号、371号の申請内容を変更するものであり、371号で申請された特例適用農地8筆のうち、6筆について相続人変更を行うという内容ですので、追加された筆はありません。現地調査については、令和6年4月23日に地元委員の笹久保 橋寿委員と実施しており、前回総会にて同委員より適格者証明を出して問題のない土地であることを確認いただいております。また、375号を受付するため、370号、371号の証明書は返却いただいております。

議長 それではまず受付番号374号について9番 大久保 一弘君より説明願います。

大久保委員 9番委員の大久保です。受付番号374号については令和6年5月30日に事務局と現地確認を行った結果、適格者証明を出して問題のない土地であることを確認しております。

議長 それでは次に受付番号375号について、こちらは前回総会にて4番 笹久保 橋寿委員より、適格者証明を出して問題のない土地であることを確認しておりますので、このまま議事を進めます。それでは、事務局ならびに地元委員の説明が終了しました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。

佐脇委員 南山の農地については、どのような農業経営なのでしょうか。

笹久保(橋)委員 近代農業みたいな感じでシャインマスカットをやっています。

笹久保(栄)委員 根域制限栽培を行っています。ポットのような容器に土を入れて、屋根付きで栽培しています。消毒などの回数も少なく済みます。

笹久保(橋)委員 水の管理も機械で行っています。

議長 非常に期待の持てる農業だと思います。

議 長 他に質疑がありませんので、採決いたします。第 14 号議案 相続税納税猶予に関する適格者証明について、承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。したがって第 14 号議案については承認されました。次に日程 4、第 15 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書にかかる意見書について議題といたします。事務局説明願います。

事 務 局 (議案書をもとに説明する。)

なお、受付番号 1 号については、令和 6 年 4 月 25 日に地元委員の高橋 一郎委員と、申請者が所有している土地について現地調査を実施しており、市街化調整区域内農地では土地の違反転用が行われていないかという観点で確認しております。

議 長 それでは受付番号 1 号について 5 番 高橋 一郎君より説明願います。

高橋委員 5 番委員の高橋です。受付番号 1 号については、令和 6 年 4 月 25 日に事務局と現地確認を行った結果、土地の違反転用は認められないことから、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書にかかる意見書を出して問題のない土地であることを確認しております。

議 長 事務局ならびに地元委員の説明が終わりました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。

佐脇委員 住宅用地を目的とした転用で、周辺環境への影響もないということで問題ないとは思いますが。譲受人はまだ若い方ですか。

高橋委員 50 代だったかと思います。

佐脇委員 では、他の農地は後を継いでやっていくということで期待できそうですね。写真を見ると、門扉のあたりが蛇腹状の構造物で封鎖されているのでしょうか。

事 務 局 こちらの蛇腹状の構造物については、東京都が許可を下ろす前に撤去をしないとイケないということで撤去作業中です。

議 長 建物を建設予定の土地は元々耕作をしていなかったのですか。

事務局 一部は現在コンクリが貼られてしまっています。その部分については、東京都より転用許可前に一度土へ現状回復させるよう指導が入っています。それ以外の土がむき出しの部分は過去に耕運されたりはしていたようですが、現在雑草が繁茂してしまっています。

議 長 他に質疑がありませんので、採決いたします。第 15 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書にかかる意見書について、承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。したがって第 15 号議案については承認されました。次に日程 5、第 17 号報告 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について議題といたします。事務局説明願います。

事務局 (報告書をもとに説明する。)

議 長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第 2 条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。次に日程 6、第 18 号報告 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について議題といたします。事務局説明願います。

事務局 (報告書をもとに説明する。)

議 長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第 2 条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。次に日程 7、第 19 号報告 相続税納税猶予の適用に関する証明書の発行について議題といたします。事務局報告願います。

事務局 (報告書をもとに説明する。)

議 長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第 2 条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。以上で、本日の全日程が終了しましたので、令和 6 年第 6 回稲城市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 3 時 43 分閉会)